

HACCP (ハサツプ) 活用セミナー・個別相談



～2021年6月1日までに取組むことが義務化！～

HACCPは、2020年6月に施行され、2021年6月1日までに食品を扱う全ての事業者が取組まなければなりません。(製造業、旅館、飲食業・・・等)

「認証」ではなく、制度で定める衛生管理の手法に沿った計画書の作成、管理、記録を行うものです。現時点で罰則規定はありませんが、将来的には、営業許可証の更新不可などのペナルティーが科される可能性もあります。

HACCPを契機に、安全で安心できる食の提供を強化しましょう！



◆ 講師紹介 ◆

行政書士
鹿児島県行政書士会理事・法規部長

とみなが よしあき
富永 吉昭 氏

(セミナーの内容)

- ① HACCPとは?
- ② HACCPのメリットは?
- ③ HACCPで作成すべき書類は?

40年に亘り鹿児島県職員として勤務。指宿保健所では、地域振興、医療監視、危機管理等に従事。行政書士開業後は、食品衛生関係や各種福祉関係等企業の運営支援のための行政申請に対応してきた。【資格等】佛光大学大学院社会学専攻修士課程修了、知的財産管理技能士ほか

日時 **2020年12月8日(火)**

*セミナー 14:00～15:00

*個別相談 ①15:10～15:30 ②15:30～15:50
(予約制) ③15:50～16:10 ④16:10～16:30

**受講料
無料!**

場所 **指宿商工会議所 2F 大会議室** 定員 **30名**

▶指宿商工会議所 中小企業相談所 FAX 0993-24-3175 TEL 0993-22-2473

12/8 開催「HACCP 活用セミナー・個別相談」受講申込書 ※このまま FAX して下さい

事業所名		所在地	
電話番号		◎セミナー 参加 不参加 (どちらかに○をつけて下さい)	
受講者名		◎個別相談 (希望順に123と記入してください)	
		①15:10～15:30 () ②15:30～15:50 ()	
		③15:50～16:10 () ④16:10～16:30 ()	

※ご記入いただいた情報は主催者からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。
※当日、体調が良くない、発熱があるという方はご参加をお控えください。